



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

厚生労働省
秋田労働局発表
平成 29 年 5 月 26 日

報道関係者 各位

【照会先】

秋田労働局雇用環境・均等室
室 長 鈴木 雅征
室長補佐 北林 浩之
電話 018-862-6684

「平成 29 年度 秋田労働局行政運営方針」を策定

秋田労働局（局長 松本安彦）では、「平成 29 年度 秋田労働局行政運営方針」を策定しました。

今年度の秋田労働局は、政府が取り組む「一億総活躍社会」実現のための最大のチャレンジである「働き方改革」を一層推進し、あらゆる働き手に取って「働きやすい職場づくり」の実現に向けた取組を行うことにしています。また、地方自治体が行う各種施策とも密接に連携し、「人材」を通じた地域の活力の維持・向上に取り組むことにしています。

具体的には長時間労働の抑止や過重労働の防止、労働条件の確保・改善、労働災害減少のための監督・指導により、労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを進めてまいります。

また、非正規労働者の正社員転換・待遇改善、女性や高齢者の活躍促進、若者の県内企業への還流・定着支援、重層的なセーフティーネットの構築などに取組むことにより、すべての人が安心して働いて、希望が持てる雇用環境の整備を進めてまいります。

秋田労働局行政運営方針の重点施策の見出しは以下のとおりですが、詳細につきましては、別添「秋田労働局のご案内(行政運営方針のあらまし)」をご覧ください。

平成 29 年度の主な重点施策

雇用環境・均等室

- 働き方改革の推進
- 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
- 非正規雇用労働者の正社員転換・処遇改善等の取組
- 総合的ハラスメント対策の一体的実施
- 労働条件の確保改善対策等（周知・啓発等）

労働基準部

- 長時間労働の抑制及び過重労働に依る健康障害防止対策
- 労働条件の確保・改善対策の推進（監督・指導）
- 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりの推進

職業安定部

- 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進
- 正社員転換・待遇改善
- 若者の雇用対策の推進
- 高齢者雇用対策の推進
- 障害者の活躍推進
- 職業訓練を活用した就職支援の推進



平成
29年度版

秋田

秋田労働局のご案内

(行政運営方針のあらまし)



厚生労働省 秋田労働局

秋田労働局は、職業選択から退職に至るまでの職業生活において
だれもが健康で安心して働けるようサポートする労働行政機関です

秋田労働局ってどんなところですか？

【厚生労働省】

[東京都千代田区霞ヶ関1-2-2中央合同庁舎第5号館]

社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進、並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることを任務としています。

厚生労働省
シンボルマーク

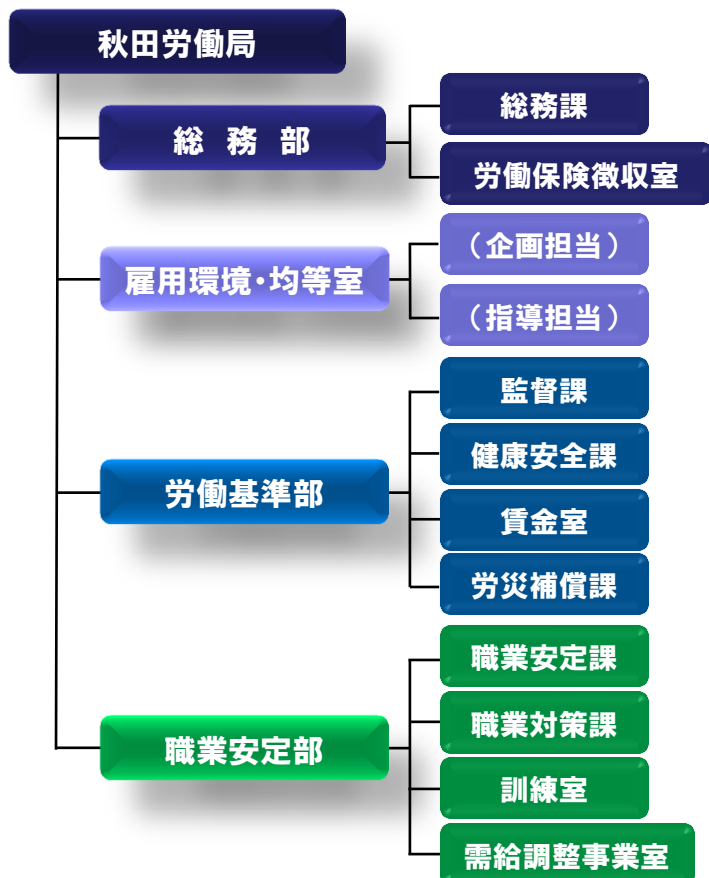


【秋田労働局】

[秋田市山王7-1-3秋田合同庁舎] / 厚生労働省の地方支分部局

働く環境の整備、職業の安定、男女の均等な雇用の確保等、職業生活全般にわたる総合的な行政サービスを展開しています。

主な任務は、労働相談の受理、働き方改革の推進、女性の活躍促進、育児・介護休業等に関する業務、労働基準法等の監督指導、司法事件の捜査、災害調査、労働災害防止、最低賃金に関する業務、労災保険に関する業務、職業紹介、職業指導、雇用保険に関する業務、労働保険の適用徴収業務などを行っています。



※ 平成28年4月から組織改正により、「雇用環境・均等室」が設置されました。

平成29年4月から、「地方訓練受講者支援室」が「訓練室」に名称変更されました。

01≫ 働き方改革の推進 (P3)

- ・ 女性や若者、高齢者など誰もが働きやすい職場づくりを目指し、ワーク・ライフ・バランスの実現と効率的な働き方を進めます。

02≫ 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進 (P3)

- ・ 改正育児・介護休業法の確実な履行や両立支援制度の整備等の対策を推進し、次世代法に元づく認定マーク取得を働きかけます。

03≫ 非正規雇用労働者の正社員転換・処遇改善等の取組 (P4)

- ・ パートタイム労働者など非正規労働者の正社員転換・待遇改善の取組を着実に実施します。

04≫ 総合的ハラスメント対策の一体的実施 (P4)

- ・ 各種ハラスメントや解雇等の労働相談窓口を一本化し、紛争解決の取組などを一体的に実施します。

05≫ 労働条件の確保改善対策等(周知・啓発等) (P4)

- ・ 労働契約法の無期転換ルール普及や学生・生徒に対する労働関係法令に関する周知・啓発を図ります。

年次有給休暇の取得率

全国平均以上

次世代法に基づく認定
マーク「くるみん」の普及

取得企業数 3 企業以上

労働基準部

01≫ 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策 (P5)

- ・ 過重労働による健康障害の防止のため、労働時間、割増賃金等の法令規定の履行確保を図ります。

02≫ 労働条件の確保・改善対策の推進(監督・指導) (P5)

- ・ 労働基準関係法令の遵守徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては厳正に対処します。

03≫ 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりの推進 (P6)

- ・ 重点業種の死傷者数を減少させ、メンタルヘルス対策の取組を推進します。

月80時間超え36協定
に対する自主点検の回答
事業場のうち100時間
回答事業常数の割合

9.3 %以下

労働災害減少(死傷者数)

小売業	124人以下
飲食店	13人以下
社会福祉施設	58人以下
陸上貨物運送業	59人以下

労働災害減少(死亡者数)
製造・建設・林業 計

死亡者数 3 人以下

メンタルヘルス対策の
取組割合
(規模30人以上の企業)

実施企業 80 %以上

職業安定部

01≫ 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進 (P7)

- ・ 求職者の態様別の個別支援や、求人者に対しわかりやすい求人票記入のアドバイス等、効果的なマッチングを推進します。

02≫ 正社員転換・待遇改善(P7)

- ・ 正社員としての就職を希望する者に対して就業促進を図ります。
- ・ 不本意ながら非正規雇用労働者として働く方への対策を強化します。

03≫ 若者の雇用対策の推進 (P8)

- ・ ジョブサポーター等による新卒者の就職支援や職場定着支援を実施するとともに、雇用対策協定に基づく県及び市町村と連携した県内就職促進の取組を実施します。

04≫ 高齢者雇用対策の推進 (P8)

- ・ 高齢者雇用アドバイザー制度や65歳超雇用推進助成金等の周知活用により、70歳以上まで働ける企業の普及・啓発に努めます。

05≫ 障害者の活躍推進 (P8)

- ・ 障害者の就職件数を増加させ、民間企業の法定雇用率達成割合を上昇させます。

06≫ 職業訓練を活用した就職支援の推進 (P9)

- ・ 訓練受講からの就職支援などにより、公的職業訓練の修了3か月後における就職件数の増加等を目指します。

常用就職件数

22,300 件以上

ハローワークによる
正社員就職・正社員転換数

10,270 人以上

新規高卒者の県内就職割合

74.0 %以上

70歳以上まで働ける企業
割合

35.0 %以上

障害者雇用率達成
企業割合

60.0 %以上

公的訓練修了3か月後の
就職件数

900 件以上

平成29年度秋田労働局の重点施策

はじめに

秋田県では、少子高齢化の急速な進展、労働力人口の減少、高齢者比率の上昇、市場規模の縮小などによる地域経済の低迷や地域社会の活力の低下が懸念される中で、有効求人倍率が高水準を維持するなど雇用失業情勢は改善の動きが続いており、人手不足が顕在化しています。

平成29年度行政運営にあたっては、「一億総活躍社会」実現のための最大のチャレンジである「働き方改革」や、秋田県と締結した「雇用対策協定」の着実な実施など、地方自治体が実施する各種施策と密接に連携し、あらゆる「働き手」にとって働きやすい環境づくりに取り組みます。

具体的には、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、長時間労働の是正等、法定労働条件遵守徹底のための迅速かつ厳正な対応、災害が多発している業種に対する労働災害防止に向けた効果的な指導、職業紹介業務の充実によるマッチング機能の強化等により、安心して将来に希望を持って働くことのできる環境整備に向けた取組を進めることにします。



1 雇用環境・均等担当部署の重点施策

1

働き方改革を推進します

主な施策

- 働きやすい職場づくりに取り組む秋田県内企業の機運を醸成するため、「誰もが活躍できる社会の実現」に関するシンポジウムなどを行います。
- ワーク・ライフ・バランスの実現と効率的な働き方を進めるため、局長をはじめ局幹部が企業訪問を行い、企業トップへの働きかけを行うほか、働き方・休み方改善コンサルタント等による長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進のための助言の実施、ワークショップの開催等に取り組みます。



目標

- 年次有給休暇の取得促進率
全国平均以上

年次有給休暇の取得率
全国平均以上

2

職業生活と家庭生活の両立支援対策を推進します

目標

- 次世代法に基づく認定マーク「くるみん」取得を積極的に働きかけます。

取得企業数 3企業以上

次世代法に基づく認定
マーク「くるみん」の普及
取得企業数 **3企業以上**

主な施策

- 育児・介護休業法の周知徹底を図るとともに、育児休業・介護休業制度等の規定の整備を促す等の履行確保を図ります。
- 企業に対し、両立支援制度の整備、制度を利用しやすい環境整備、男性の育児休業の取得促進について、雇用均等指導員を活用しつつ、情報提供及び助言を行います。
- 男性の育児休業の取得促進に取り組みます。
- 認定マーク「くるみん」及び「プラチナくるみん」の認知度の向上を図ります。



主な施策

- 女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画策定等が義務付けられている301人以上の企業について、報告徴収の実施により、法に基づく取組の実効性確保を図ります。
- 「両立支援助成金(女性活躍加速化コース)」の活用や、取組に関する好事例等の情報提供を通じ、企業の取組を支援します。
- 男女雇用機会均等法の周知徹底を図るとともに、事業主に対する積極的な報告徴収の実施等により法の履行確保を図ります。



- セクシュアルハラスメント対策の推進のため、「雇用管理上講ずべき措置についての指針」を周知するとともに、報告徴収の実施等により企業における実効ある対策について徹底を図ります。セクシュアルハラスメントの相談に対し、相談者のニーズに応じ、紛争解決援助又は事業主に対する報告徴収を実施し、事後の適切な対応について指導します。
- ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を活用して、職場のパワーハラスメントの予防・解決に関する周知を図ります。



パワハラ裁判事例、他社の取組など
パワハラ対策についての総合情報サイト
あかるい職場応援団



目標

- 簡易・迅速な処理を行います。
助言・指導処理期間 1か月以内 95%以上
あっせん処理期間 2か月以内 90%以上
あっせん解決率(処理済のうち) 57%以上

主な施策

- 総合労働相談コーナーの機能強化のため、総合労働相談員の資質向上を図ります。
- あっせん・調停については、紛争当事者間の争点を事情聴取により速やかに把握し、実情に即した迅速処理を行います。
- 関係機関との連携強化のため、労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会、合同研修会を開催します。

主な施策

- 中小企業等への無期転換ルールの普及を図ります。
- 学生アルバイトの労働条件の確保について、チラシ・冊子等を活用して、労働条件の明示など労働基準関係法令に関する事項やシフト勤務の設定の際などに生じるトラブルの防止について学生や事業主に周知・啓発を行います。
- 局内で連携を図り、大学等や高校を訪問して、学生・生徒に対し、労働関係法令に関する周知・啓発を行います。
- 「労働関係法令に係るコンプライアンス・チェックテキスト」を作成し、事業主に対して広く周知を図ります。

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター「だしかめたん」



主な施策

- キャリアアップ助成金の周知を図るなど「秋田県正社員転換・待遇改善プラン」に基づき、正社員転換・待遇改善の取組を確実に実施します。

主な施策

- パートタイム労働法の周知徹底を図るとともに、差別的取扱いの禁止や均衡待遇、正社員転換推進の措置等に係る指導に重点を置いた計画的な報告徴収を実施し、法の履行確保を図ります。

主な施策

- 妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントは複合的に生じることも多いため、一体的にハラスメントの未然防止を図るよう事業主に促すとともに、相談には迅速に対応します。
- 妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止対策を事業主が講ずるよう、あらゆる機会を捉えて関係法令の周知徹底を図ります。また、妊娠・出産、育児休業等による不利益取扱いの相談等により法違反が疑われる事案を把握した場合は、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導を行います。

2 労働基準担当部署の重点施策

1

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止に係る監督指導等を行います

目標

- 月80時間超え36協定に対する自主点検の回答事業場のうち、100時間超え回答事業場数の割合を9.3%以下にします。

月80時間超え36協定
に対する自主点検の回答
事業場のうち100時間

9.3%以下

主な施策

- 過重労働による健康障害を防止するため、労働時間割増賃金等、労働基準法の規定の履行確保を図ります。
- 36協定受理時に労働時間削減指導を行い、法違反が疑われる事業場へ監督指導を実施し月100時間超え事業場を減少させます。
- 過労死等の労災請求が行われた事業場に対し監督指導を行い、限度基準を超える時間外労働が行われないよう指導を行います。
- 時間外労働が月80時間を超える労働者が相当数ある大規模企業に、呼出指導や全社的な立入調査を行い、改善が見られない場合は、企業名公表を実施します。
- 11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、長時間労働の抑制等過重労働解消に向けた集中的な周知、啓発等の取組を行います。

2

労働条件の確保・改善対策(監督・指導)を推進します

主な施策

- 労働基準関係法令の遵守徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分にするなど厳正に対処します。
- 解雇、賃金不払等の労働基準関係法令上問題のある申告事案については、その早期の解決のため優先的に迅速かつ適切な対応を図ります。
- 賃金不払残業の防止のため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・徹底を図り、違法な長時間労働等を行う企業に対して総合的な是正指導を行います。
- 毎日開設されることとなった「労働条件相談ほっとライン」の周知を行い、相談等で受け付けた情報について監督指導を実施します。

- 若者の「使い捨て」等による過労自殺等の防止を図るため高校生への労働法令周知のための講話を実施します。
- 自動車運転者、障害者、技能実習生を含めた外国人労働者、介護労働者等の特定の労働分野で就労する労働者の労働条件確保・改善を図るため、対象の特性に応じた集団指導・監督指導等を行います。
- 「労災かくし」の排除を期すため、防止に向けた周知・啓発を図るとともに、関係部署との連携を図りながら、的確な監督指導を実施し、その存在が明らかになった場合には、司法処分を含め厳しく対処します。

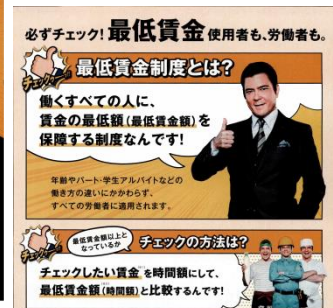


3

最低賃金制度の適切な運営を図ります

主な施策

- 秋田地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。
- 最低賃金額の改定等について、広く使用者及び労働者への周知・広報に努めるとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行い、遵守徹底を図ります。



目標

- 重点業種の死傷者数を減少させます。
 - ・ 小売業 124人以下
 - ・ 飲食店 13人以下
 - ・ 社会福祉施設 58人以下
 - ・ 陸上貨物運送事業 59人以下
- 製造業・建設業・林業の死亡者数を3人以下に減少させます。
- 規模30人以上企業におけるメンタルヘルス対策取組割合を80%以上とします。

労働災害減少（死傷者数）
 小売業 124人以下
 飲食店 13人以下
 社会福祉施設 58人以下
 陸上貨物運送業 59人以下

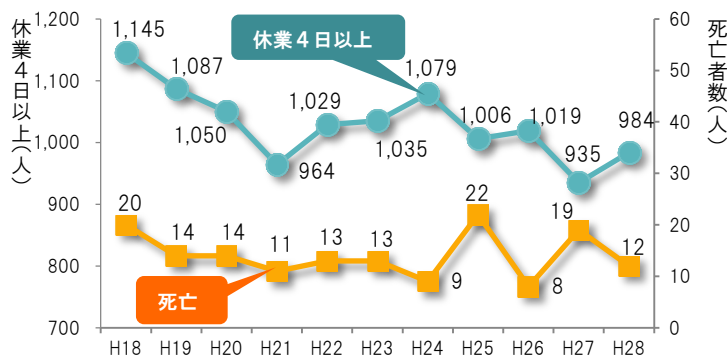
労働災害減少（死亡者数）
 製造・建設・林業 計
 死亡者数 3人以下

メンタルヘルス対策の
 取組割合
 （規模30人以上の企業）
 実施企業 80%以上

主な施策

- 転倒災害防止対策として、災害防止団体等と連携した広報や啓発ポスターの配付等の活動を継続して実施します。
- 労働災害を減少させるための重点業種別対策を実施します。（第三次産業、陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業）
- 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」について、個別指導・集団指導等のあらゆる機会を捉え事業場に対して、周知を図ります。
- 産業保健活動総合支援事業の周知、連携等により、小規模事業場での産業保健活動やメンタルヘルス対策を促進し、産業保健水準の向上及び労働者の健康管理の一層の充実を図ります。

◆労働災害発生状況の推移(件)



資料出所：秋田労働局「労働者死傷病報告」(※H28速報値)

目標

- 労災保険給付の迅速・適正な処理を行います。
行政手続法標準処理期間の1/2以内処理

主な施策

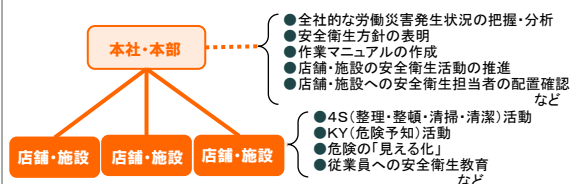
- 労災保険給付について、効率的かつ公正な処理の徹底と適切な進行管理等の業務処理体制の強化を図ります。
- 精神障害事案及び脳・心臓疾患事案に係る迅速・適正な処理に努めます。
- 石綿関連疾患について、市町村の広報誌への周知文書の掲載依頼、労災指定医療機関等及び県内の石綿認定事業場へのリーフレットの配布による周知を行うほか、がん診療連携拠点病院等に対して問診時における「石綿ばく露チェック表」の活用及び労災請求の勧奨を依頼します。

◆労災保険給付件数(件)・給付額(百万円)の推移

働く人に安全で安心な
店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて～

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。多くの店舗を展開する企業本社、複数の社会福祉施設を展開する法人本部が主導して、店舗、施設の労働安全衛生活動について全社的に取り組むことが重要です。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

3 職業安定担当部署の重点施策

1 職業紹介業務の充実強化により効果的なマッチングを推進します

目標

- 常用就職件数 22,300件以上
- 常用求人充足件数 21,020件以上
- 雇用保険受給者早期再就職件数 5,000件以上

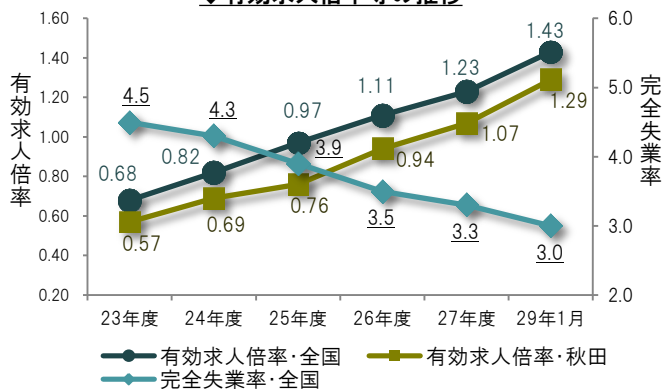
常用就職件数

22,300 件以上

主な施策

- 求職者の減少が続いていることから、ハローワークにおいてきめ細かな就職支援を行う好機と捉え、基本業務の徹底を土台に、利用者の態様別の個別支援を行うなど、求職者支援の更なる強化を図ります。
- 充足に結びつく良質求人の確保に努めるとともに、基本業務の徹底を土台に、わかりやすい求人票の記入アドバイスをを行うなど、求人者に対する積極的なフォローアップを実施します。

◆有効求人倍率等の推移



2 正社員転換・待遇改善を推進します

目標

- ハローワークによる正社員就職・正社員転換数 10,270人 以上

ハローワークによる
正社員就職・正社員転換数

10,270 人以上

主な施策

- 「秋田県正社員転換・待遇改善実現プラン」の実現に向けて、進捗状況を把握しつつ各施策の着実な実施に取り組みます。
- 「キャリアアップ助成金」の積極的な活用を促進します。

- トライアル雇用奨励金の活用を促して、フリーター・ニート等の正社員就職を促進します。
- 派遣先及び派遣元事業所への指導監督を通じ、労働者派遣制度の見直しの着実な履行を確保します。

3 人手不足分野等における人材確保等を総合的に推進します

主な施策

- 介護・看護等の分野や建設関係の職種について、これらの職種に関する人材確保を支援します。また、雇用管理改善を通じた職場定着の促進により、人材不足の解消を図ります。
- 介護・看護、建設分野における人材確保のため、各種リーフレットの活用や各種助成金制度の周知を図り、事業主自身の主体的な雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を推進します。

4 地方自治体と一体となった雇用対策を推進します

目標

- Aターン就職者数 1,700人以上
- 新規高卒者の県内就職割合 74.0%以上

主な施策

- 雇用対策協定に基づく事業計画の実施を始めとした県、関係機関との連携のもと、Aターン就職促進月間の取組や、登録制度の積極的な周知を図り、Aターン希望者の就職を促進します。

■ H 29. 2.22
秋田県との雇用
対策協定締結式



5 重層的なセーフティネットの構築を推進します

目標

- 支援対象者の就職件数 450件以上

主な施策

- 地方自治体との連携により、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者に加え、生活保護相談・申請段階の者への就労支援を推進します。
- 雇用の維持に努める企業に対して、雇用調整助成金による支援を積極的に実施します。

目標

- 新規高卒者の県内就職割合 74.0%以上
- 高校生・大学生等の就職内定率 前年実績以上

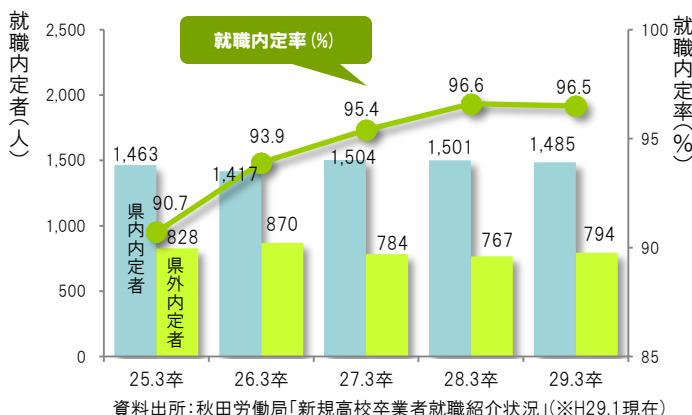
新規高卒者の県内就職割合

74.0 %以上

主な施策

- 各種セミナーなどを実施し、就職への動機付けや企業理解と選択能力の向上を図るとともに、就職後の早期離職を防止するため、「就職後」を見据えた職業意識形成支援を図ります。
- 自治体、教育庁と合同で経済団体等への学卒求人の早期提出・採用枠拡大要請を行います。
- ジョブサポーター等の担当者制による学校訪問及び学生・生徒との個別相談、個別の求人開拓、就職面接会を行い、就職まで一貫したきめ細かな就職支援を実施します。
- 「ユースエール認定制度」や詳細な就職関連情報等を公開して積極的に若者を採用・育成する「若者応援宣言企業」等、県内企業の情報を新卒者をはじめとする若者に対して積極的に情報発信を行い、効果的なマッチングを推進します。

◆新規高卒者の就職内定者数及び内定率(1月末現在)



目標

- フリーターの正社員就職件数 3,249件以上

主な施策

- わかもの支援コーナー等において正社員就職に向けた各種支援を実施するほか、トライアル雇用や求職者支援制度の積極的な活用により正規雇用化を推進します。
- ニートや学校中退者等の若者の職業的な自立を支援する地域若者サポートステーションの周知を図るとともに、連携のもと個別支援等による就職支援を実施します。

目標

- 70歳以上まで働ける企業割合 35.0%以上
- 生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数 62件以上

70歳以上まで働ける企業

35.0 %以上

主な施策

- 高齢者雇用確保措置未実施の30人以下規模企業に対し、集団指導(セミナー)及び個別指導を実施します。
- 改正高齢者雇用安定法による経過措置を適用している企業に対しては、希望者全員を65歳以上まで雇用する制度の早期導入に向けて啓発・指導に努めます。
- 高齢者の就労経験やニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や、特に就職が困難な高齢者求職者に対して、生涯現役支援窓口での就労支援チームによる就労支援を実施します。

目標

- 障害者の就職件数 733人以上
 - 障害者雇用状況報告における民間企業の法定雇用率達成割合 60.0%以上
- (平成29年6月1日時点)

障害者雇用率達成
企業割合

60.0 %以上

主な施策

- 県内の障害者実雇用率の向上を目指し、秋田県障害者雇用支援プロジェクトチームを活用し、企業に対する障害者雇用への理解の促進、就職面接会の開催、障害者雇用率未達成の民間企業に対する訪問指導を徹底します。
- 雇用の分野における障害者に対する差別禁止及び合理的配慮の提供義務について、事業主、地方公共団体、就労支援機関等への制度に関する周知・啓発に取り組みます。
- 多様な障害特性に応じたきめ細かな支援の実施により、障害者の就労促進、職場定着支援を強化します。

9

子育て女性等に対する
雇用対策を推進します

主な施策

- マザーズコーナーの利用促進と子育て等関連情報提供の充実に努め、利用者の拡大を図ります。
- 母子家庭の母等について、家庭環境等に配慮した職業相談・職業紹介の実施、特定求職者雇用開発助成金や職業訓練制度、トライアル雇用の活用等により、早期就職の促進を図ります。

10

職業能力開発業務を推進します

目標

- 公的職業訓練の修了3か月後における雇用保険適用の就職件数において
公的訓練修了3か月後の就職件数
900 件以上
- 公共職業訓練の就職率(訓練修了3か月後)
施設内訓練 80.0%以上
委託訓練 75.0%以上
- 求職者支援訓練の就職率(訓練修了3か月後)
基礎コース 55.0%以上
実践コース 60.0%以上

主な施策

- 職業訓練が必要な者が訓練受講により、その就職可能性が高められるよう、セミナー等での周知、相談窓口での受講勧奨及び誘導を積極的に行います。

- 訓練受講者の適切な状況管理を行うとともに、訓練修了時に未就職の者への積極的な就職支援を行います。
- 地域訓練協議会の活用等により、地域における求職者の動向や訓練ニーズを的確に把握し、公共職業訓練及び求職者支援訓練に係る総合的な計画を秋田県と連携して策定します。
- ジョブ・カードについて、秋田県地域ジョブ・カード運営本部や関係機関との連携のもと、より一層の着実な活用促進を図るとともに、好事例の把握・普及に努めます。



11

民間等の労働力需給調整事業の
適正な運営を促進します

主な施策

- 労働者派遣事業が適切に運用されるよう、新規許可事業所等に対してセミナーを開催し、法制度の周知を図ります。
- 派遣元、派遣先事業所及び職業紹介事業者に対する個別指導監督を実施します。

4 労働保険適用徴収担当部署の重点施策

1

労働保険の未手続事業一掃対策を
推進します

目標

- 労働保険の未手続事業場の一掃に努めます。
労働保険成立件数 250件

主な施策

- 労働保険未手続事業一掃対策を推進するため「平成29年度労働保険適用促進計画」を策定し、関係行政機関及び労働保険加入促進事業の受託団体との連携を密に推進します。
- 未手続事業を的確に把握のうえ加入勧奨及び職権成立を見据えた強力な手続指導に努めます。

2

労働保険料等を適切に徴収します

目標

- 労働保険料等の収納率の向上に努めます。
前年度収納率を 0.5pt以上 上回る

主な施策

- 労働保険料の徴収について、滞納事業場名簿等を適切に整備管理のうえ滞納整理実施計画を策定し、積極的に納付督促や滞納整理に努めます。
- 「平成29年度労働保険料算定基礎調査実施計画」を策定の上、パート労働者の雇用保険資格取得漏れ等申告内容等を十分確認し、適正申告・納付へ向けての効果的な調査を積極的に行います。

5 総合労働行政機関として推進する重点施策

1

労働条件の確保、雇用の安定等を図るための総合的施策を実施します

主な施策

- 労働局・労働基準監督署・公共職業安定所の連携の下、企業倒産、雇用調整等に係る情報収集を積極的に行い、不適切な解雇や雇止め等の予防のための啓発指導等を実施するとともに、労働者が離職を余儀なくされた場合は、賃金不払い、解雇手続、解雇についての問題や失業等給付、再就職支援などの一連の手続等について総合的かつ機動的な対応を図ります。また、これらの相談については、個別労働紛争に関連する場合も多いことから、雇用環境・均等室に対しても情報の提供を行います。

2

各分野の連携した対策を推進します

【女性の活躍推進】

主な施策

- 男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、パートタイム労働法等の履行確保を図るためには、より効果的、効率的な周知と指導等が求められることから、法違反に関する情報を把握した場合には雇用環境・均等室に情報提供する等により連携を図ります。

【派遣労働者の保護及び就業条件の確保対策等の推進】

主な施策

- 労働者派遣事業が、労働者派遣法等に沿った適正な運営がなされるよう、個別・集団指導の徹底により、派遣労働者の保護及び就業条件の確保に努めます。また、労働関係法令の遵守を徹底させるため、共同した監督の実施など職業安定行政と労働基準行政との緊密な連携を図ります。

【使用者による障害者虐待の防止対策の推進】

主な施策

- 障害者虐待防止法に基づき、秋田県と連携を図り、雇用環境・均等室、労働基準部、職業安定部が連携し、速やかに虐待の有無などの調査を行うとともに、法令違反等が認められれば、その是正を指導します。

個別労働紛争相談

● 秋田労働局
雇用環境・均等室
秋田市山王7-1-4
Tel 018-862-6684

総合労働相談コーナー (各労働基準監督署内)

● 秋田コーナー
秋田市山王7-1-4
Tel 018-865-3671
● 能代コーナー
能代市末広町4-20
Tel 0185-52-6151
● 大館コーナー
大館市字三の丸6-2
Tel 0186-42-4033
● 横手コーナー
横手市旭川1-2-23
Tel 0182-32-3111
● 大曲コーナー
大仙市大曲日の出町1-3-4
Tel 0187-63-5151
● 本荘コーナー
由利本荘市水林428
Tel 0187-22-4124

【労働関係法令等の周知啓発】

主な施策

- 法定労働条件の周知を兼ねた雇入通知書や使用者として遵守しなければならない労働関係法令等を取りまとめた「労働法令関係に係るコンプライアンス・チェックテキスト」を各ハローワーク・労働基準監督署に配置し、またホームページにも公開することにより、積極的に事業主、労働者に周知します。

【労働法制の普及等に関する取組】

主な施策

- 学生やこれから社会に出て働く若者に対し、アルバイト就労先での労働トラブルや、就職した企業での労働関係法令の不知による問題の未然防止に必要な知識を付与するため、高等学校、大学及び専修学校等へ講師派遣を行い、労働法制の普及等に関するセミナーや講義を行います。

■各種情報



秋田労働局ホームページ
<http://akita-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/home.html>



秋田労働局・労働基準監督署・ハローワークの所在地

秋田労働局 第一庁舎

〒010-0951 秋田市山王7丁目1-3
秋田合同庁舎

【4F】

- 総務部
総務課 Tel(018) 862 - 6681
- 雇用環境・均等室
Tel(018) 862 - 6684

【3F】

- 労働基準部
監督課 Tel(018) 862 - 6682
健康安全課 Tel(018) 862 - 6683
賃金室 Tel(018) 883 - 4266
労災補償課 Tel(018) 883 - 4275

秋田労働局 第二庁舎

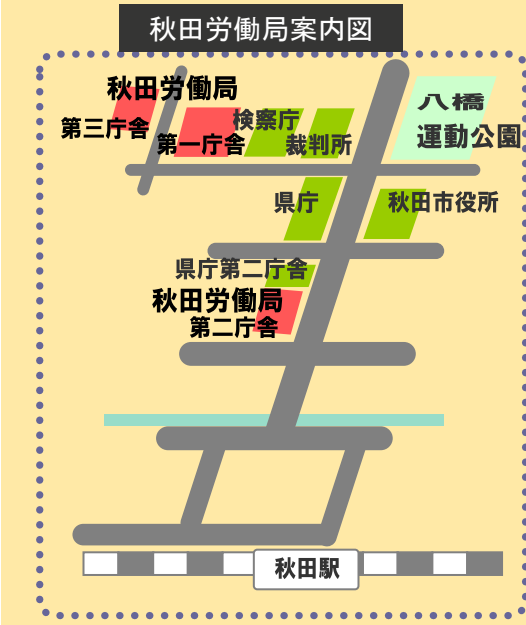
〒010-0951 秋田市山王3丁目1-7
東カンビル5階

- 職業安定部
(代)Tel(018) 883 - 0007
職業安定課
職業対策課
訓練室
需給調整事業室

秋田労働局 第三庁舎

〒010-0951 秋田市山王6丁目1-24
山王セントラルビル6階

- 総務部
労働保険徴収室
Tel(018) 883 - 4267



労働基準監督署

秋田労働基準監督署 Tel(018) 865 - 3671
〒010-0951 秋田市山王7丁目1-4

能代労働基準監督署 Tel(0185) 52 - 6151
〒016-0895 能代市末広町4-20

大館労働基準監督署 Tel(0186) 42 - 4033
〒017-0897 大館市字三ノ丸6-2

横手労働基準監督署 Tel(0182) 32 - 3111
〒013-0033 横手市旭川1丁目2-23

大曲労働基準監督署 Tel(0187) 63 - 5151
〒014-0063 大仙市大曲日の出町1丁目3-4

本荘労働基準監督署 Tel(0184) 22 - 4124
〒015-0885 由利本荘市水林428

ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワーク秋田 Tel(018) 864 - 4111
〒010-0065 秋田市茨島1丁目12-16

ハローワーク男鹿 Tel(0185) 23 - 2411
〒010-0511 男鹿市船川港船川字新浜町1-3

ハローワーク能代 Tel(0185) 54 - 7311
〒016-0851 能代市緑町5-29

ハローワーク大館 Tel(0186) 42 - 2531
〒017-0046 大館市清水1丁目5-20

ハローワーク鷹巣 Tel(0186) 60 - 1586
〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱26-1

ハローワーク大曲 Tel(0187) 63 - 0335
〒014-0034 大仙市大曲住吉町33-3

ハローワーク角館 Tel(0187) 54 - 2434
〒014-0372 仙北市角館町小館32-3

ハローワーク本荘 Tel(0184) 22 - 3421
〒015-0013 由利本荘市石脇字田尻野18-1

ハローワーク横手
(マザーズコーナー横手) Tel(0182) 32 - 1165
〒013-0033 横手市旭川1丁目2-26

ハローワーク湯沢 Tel(0183) 73 - 6117
〒012-0033 湯沢市清水町4丁目4-3

ハローワーク鹿角 Tel(0186) 23 - 2173
〒018-5201 鹿角市花輪字荒田82-4

管轄区域図



附属施設

ハローワークプラザアトリオン
(マザーズコーナー秋田) Tel(018) 836 - 7820
〒010-0001 秋田市中通2-3-8

ハローワークプラザ御所野
(秋田新卒応援ハローワーク) Tel(018) 889 - 8609
〒010-1413 秋田市御所野地蔵田3-1-1